

かんじゃけんりけんしょう  
こども患者権利憲章

この権利憲章は横須賀市立うわまち病院の患者権利憲章を基本に、小児医療の特性に配慮するとともに、平成元年11月20日に第44回国連総会で採択された「こども権利条約(児童の権利に関する条約)」の精神に沿い、策定されたものである。

～横須賀市立うわまち病院を受診したこどもたちへ～

- 第1条 :あなたは、どのようなときでも、ひとりの人間として大切にされ、病院の人たちや、ご家族と力をあわせながら医療を受けることができます。
- 第2条 :あなたは、どのような境遇でも、病気についてよく勉強した信頼できる専門家の医療を受けることができます。
- 第3条 :あなたは、自分の考えや気持ちを、病院の人やご家族に伝え、その決定に参加することができます。
- 第4条 :あなたは、病気のことや病気を治していく方法を、あなたにわかりことばや絵などを使って、あなたがわかるまで説明してもらうことができます。
- 第5条 :あなたは、新たにわからないことや不安なことがあるときは、ご家族や病院の人たち、別の先生に聞いたり、話したりすることができます。
- 第6条 :あなたは、必要があれば健康教育を受けることができます。
- 第7条 :あなたが話したことや、あなたの身体や病気について他人に知られたくないことは、誰にも話しません。
- 第8条 :あなたは、できる限り安全に配慮された医療を受けることができます。
- 第9条 :あなたは、病気の治し方や薬が効くかどうかなどの研究への協力を頼まれたときには、十分な説明を受けて、協力するかどうかを自分で決めることができます。やめたくなれば、いつでもそれをやめることができます。決めるときに、わからないことや不安なことがあれば、ご家族や病院の人たちに聞いたり、話したりすることができます。
- 第10条 :あなたは、不必要な入院、医療的処置や検査から守られます。
- 第11条 :あなたは、入院しているときでも、できるかぎりご家族と一緒に過ごすことができます。
- 第12条 :あなたは、年齢や病気にあった遊び、レクリエーションに参加し教育を受けることができます。
- 第13条 :あなたの病気がよくなるように、からだのことや気持ちについてできるだけわしく、病院の人たちやご家族にしっかり伝えることは重要です。
- 第14条 :あなたやみんなが気持ちよく過すために社会や病院の約束事を守ってください。